

## 横浜駅きた西口鶴屋地区市街地再開発組合の設立を認可！

神奈川区鶴屋町 1 丁目及び 2 丁目の一部を施行区域とする「横浜駅きた西口鶴屋地区第一種市街地再開発事業」について、本日「横浜駅きた西口鶴屋地区市街地再開発組合」の設立を都市再開発法に基づき認可しました。

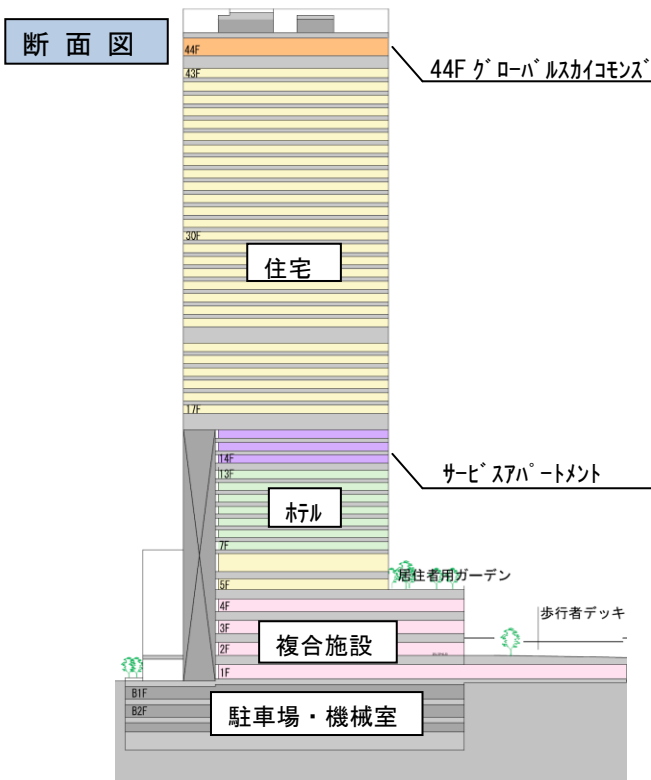
### 1 事業概要

当地区では、全国初の住宅容積率の緩和を活用した国家戦略住宅整備事業としてグローバル企業の就業者等の生活支援に必要な機能を併設した住宅を整備します。

また、海外から横浜都心臨海部に進出した企業の就業者にとって暮らしやすい、「多言語対応」で「職住近接の住環境」を整備し、横浜都心臨海部の国際的ビジネス拠点機能を更に高めていきます。

### 2 市街地再開発事業の主な内容

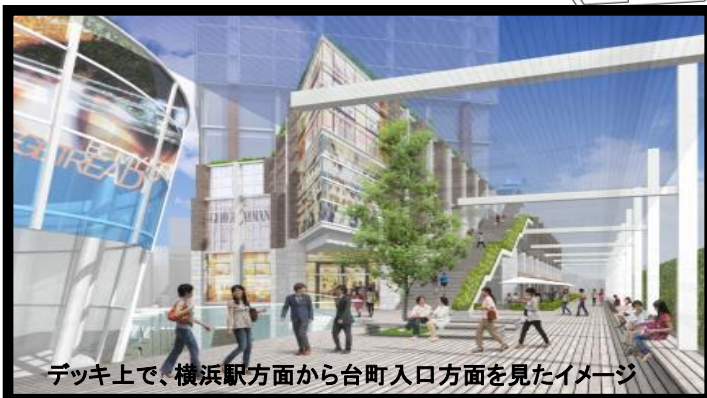
- (1) 事業名称：横浜駅きた西口鶴屋地区第一種市街地再開発事業
  - (2) 施行面積：約 0.8ha
  - (3) 総事業費：約 366 億円
  - (4) 整備内容：延面積 約 77,700 m<sup>2</sup> 階数 地上 44 階 高さ 約 180m
  - (5) 施設概要：住宅、ホテル、商業施設、多言語対応のメディカルモール・多言語対応コンシェルジュサービス・子育て支援施設 等
  - (6) 事業期間：平成 29 年度～33 年度
  - (7) 事業主体：横浜駅きた西口鶴屋地区市街地再開発組合
- 《お問合せ先：事務局（株相鉄ア・バンクイエツ内） Tel 045-316-3389 》



## 外観イメージ



## 施設配置図



デッキ上で、横浜駅方面から台町入口方面を見たイメージ



線路側から見たイメージ

※図は、現時点で想定しているイメージであり、今後変更する場合があります。

### 3 現在までの経過・予定

平成22年 5月 21日 再開発準備組合設立

平成28年 9月 9日 都市計画決定

平成29年 9月 6日 組合設立に係る事業計画案の縦覧【6日～19日】

平成29年10月 25日 組合設立認可

平成29年12月～平成30年 3月 設計（予定）

平成30年10月～平成34年 3月 建築工事（予定）

#### お問合せ先

都市整備局都心再生課横浜駅周辺等担当課長

遠藤 拓也

Tel 045-671-2672